

十一 第42条の12《中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の12 - 1</p> <p>.....42の12 - 10.....</p> <p>(注)</p> <p>42の12 - 11 <u>削 除</u></p> <p>(特定機械装置等のリース税額控除等の取扱いの準用)</p> <p>42の12 - 16の2 <u>42の6 - 15の2 及び42の6 - 15の3の取扱いは、措置法第42条の12第3項の規定の適用について準用する。</u></p>	<p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の12 - 1</p> <p>.....42の12 - 11.....</p> <p>(注)</p> <p><u>(被合併法人から受け入れた特定機械装置等に係る税額控除)</u></p> <p>42の12 - 11 <u>被合併法人がその取得等をして指定事業の用に供した特定機械装置等につき減価償却費を計上せず、かつ、措置法第42条の12第2項の規定の適用を受けない場合において、合併法人が当該被合併法人から受け入れた当該特定機械装置等について同項の規定の適用を受けたときは、基本通達4 - 2 - 17の(1)及び(2)に掲げる要件を備えているときに限り、その適用を認めるものとする。</u></p> <p><u>(注) 合併に際し、被合併法人が有する措置法第42条の12第5項に規定する繰越税額控除限度超過額を合併法人に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>